

2024年11月29日

会員さま 各位

網走信用金庫

出資に対する未払配当金のお取り扱いについて

平素より網走信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

民法上、出資未払配当金（配当金支払請求権）については10年を経過した場合、時効により消滅する旨が定められております。当金庫はこの定めに従い、10年を経過した出資未払配当金について、2025年4月以降、お支払いしないことといたしましたのでお知らせいたします。

当金庫に出資していただいている会員さまに対し、年度毎の決算の結果、剰余金が生じた場合に総代会の承認を得たのち、出資額に応じた配当金を指定された口座にご入金させていただいておりますが、指定口座の解約等で配当金が未払となっている場合がございます。

お心当たりのある会員さまは、2025年3月31日（月）までにお取引店の窓口にて、未受領の配当金受け取り手続きをして頂きますようお願いいたします。

以上

